


所管部課	市民部 産業振興課	部長	田村 美砂			
件名	東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例 について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正理由 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴い、東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例において引用している条項に変更が生じたため一部改正を行う。						
(2) 改正の要旨 条例第2条第3号において引用している産業競争力強化法「第2条第24項第1号」を「第2条第29項第1号」に改める。						
(3) 施行日 公布の日から施行する。						
(4) 影響及び効果 東大和市小規模企業近代化資金利子補給制度の適切な運用が図られる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 令和4年1月7日 文書課において審査済み。						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和4年東大和市議会第1回定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。